

論壇

改正交際費課税の適用について



発地敏彦
【練馬東】

I はじめに

交際費課税は、「資本の蓄積」と「冗費・濫費の防止」を目的に昭和29年に創設された。その後、幾多の変更があったが、現在まで廃止されることなく、継続されている。

現在は「何もかも交際費課税で」という傾向が強くなったようにも感じられる。例えば、総会屋対策費や談合金などは「交際費」という感覚には馴染まないものであろう。もちろん、交際費課税の範囲は「交際費」に限られるものでなく「交際費等」が対象であるが、それにしてもその範囲は拡大され、同時にその範囲が曖昧となってきたことは事実であろう。

先日、「ソフトバンク子会社 80億円申告漏れ 株取引、交際費と認定」という新聞記事（平成18年11月22日／日本経済新聞夕刊）があった。東京国税局は株の売却価格と時価との差額を交際費として認定したようだ。事案の詳細は省略するが、一般庶民にはこの差額が交際費という認識はない

であろう。なぜこれが交際費課税という疑問もあるのではなからうか。税制は庶民感覚とはかけ離れた存在であるといえよそれまでだが、庶民感覚を重視した税制こそが国家財政を支える真の税制ではなからうか。

また、交際費課税の根拠に、情報提供料や謝礼のように相手先が不明で課税が困難であることから、支出側で課税とする「代替課税説」があるが、これは法人税が所得課税であるという大原則に反した考え方であろう。

II 改正交際費課税の適用に当たって

平成18年度税制改正で「一人当たり5,000円以下の飲食費」は交際費等に該当しないことされた（措法61の4③二）。

さて、この措置法改正に伴って、国税庁では「交際費等（飲食費）」に関するQ&Aを平成18年5月に公表したが、通達の改正はいまだ公表されていない。例年は改正税法に伴う通達はその年の年末までには公表されるのであるが、平成18年度は法人税法の通達も含めて改正作業が遅れているようだ。改正税法はこの3

月決算から適用になるものが多いが、通達の公表がそれまでに間に合わない可能性もある。

この通達改正の遅れは、通達行政への批判を行ってきた税理士にとって千載一遇のチャンスかもしれない。本来の実務は法律の解釈をもつて行うもので、通達はあくまでも行政内部の取り扱いを定めたものである。しかし、通達が存在するものについては、それに反した解釈をするには相当の勇気が必要となる。その通達のない本年度の改正

税法については本来の法解釈で実務が出来るのではなからうか。税理士の法解釈

III 5,000円以下の飲食費の交際費等から除外

実務の現場では交際費等の範囲について、かねてからいろいろと議論があったところである。特に飲食費については、コーヒー一杯でも文理上は「接待・供応」に該当することとなるであろうが、交際費課税の趣旨が「冗費・濫費の防止」である以上はコーヒー一杯では「冗費・濫費」とは考えられない。つまり、コーヒー一杯では支出の目的が「事業関係者との間の親睦の度を密にして取引関係の円滑な遂行を図るものであること。」には該当しないのである。

それでは、どの程度のものが「事業関係者との間の親睦の度を密にして取引関係の円滑な遂行を図るものであること。」に該当するかを、納税者側も課税側も立証することは難しく、結局は金額の多少で交際費等の範囲が判断される場面が多くあった。

そこで、この改正で一定の金額的判断基準が示され、実務的にはある程度は交際費課税の判断が容易になった側面はある。しかし、本来はその行為に「接待・供応」等の意思があったかどうかで判断すべきものであるから、その意味において金額だけで判断されることには問題がないといえない。

この改正は、交際費等に該当する飲食費で「一人当たり5,000円以下のも」は社内飲食費を除いて、交際費等から除外することができることとなった。

この改正は、ある意味で正前からの会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用（措令37の5②二）が存在するが、この規定と、今回改正で導入された「一人当たり5,000円以下の飲食費の交際費等からの除

外」の規定は全く別のものである。しかし、どちらも飲食を対象としたもので、両者の適用にあつては混乱も予想される。

なお、この規定の適用に当たっては、一定の事項を記載した書類の保存が必要となる（措規21条の18の2）。これはかなり細かな内容まで記載を要求しており、これを忠実に履行するためにはかなりの作業が必要となる。一人当たり5,000円以下の飲食行為は限られたもので、ここまで細かな記載を要求したことには疑問もある。しかしながら、この規定の対象となる飲食行為の回数が多くなる企業も考えられるため、その乱用を防止する意味で、このような細かな記載まで要求したものである。

この改正は、ある意味で正前からの会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用（措令37の5②二）が存在するが、この規定と、今回改正で導入された「一人当たり5,000円以下の飲食費の交際費等からの除

外」の規定は全く別のものである。しかし、どちらも飲食を対象としたもので、両者の適用にあつては混乱も予想される。

つまり、この規定は、接待・供応の課税を緩めたものではなく、コーヒー一杯でも交際費等という交際費課税の混乱を避けるために設けられたものである。「一人当たり5,000円以下」では、得意先の若手担当者を帰りに居酒屋で軽く一杯という程度の範囲である。もちろん、改正前はこれも交際費等に該当していたものであるが。

また、最近ではこれを狙った居酒屋の営業戦略で、「お一人様 飲み放題4,980円」などという広告もよく見受けられるようになったが、くれぐれも社内飲食費は対象外であることを忘れないようにしてほしい。

この「5,000円以下の飲食費の交際費等から除外」については、実務での適用に当たって飲食費の範囲等で多くの疑問が提起されている。前記したように、これらの疑問については税理士が自ら法解釈をして適用することとなる。私などはどうしても通達に頼りきってしまうところがあるが、この機会に法律とは

らに類する飲食物を供与するために通常要する費用」又は従業員の慰安程度である。もっとも、役員や従業員を対象とした社内飲食費はこの規定の対象外となっている。

また、最近ではこれを狙った居酒屋の営業戦略で、「お一人様 飲み放題4,980円」などという広告もよく見受けられるようになったが、くれぐれも社内飲食費は対象外であることを忘れないようにしてほしい。

なにかを考え直してみた。

III
III
III